掲げる個人の供用年の指定期間内において当該個人が事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が政令で定める金額以上である場合の当該情報基盤強化設備等に限る。以下この条において「適用対象事業基盤強化設備等」という。）に、「事業基盤強化設備について」を「適用対象事業基盤強化設備等について」に改め、同項ただし書中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同項第四号中「個人（当該事業のうち政令で定める特定の事業以外の事業を営む者にあつては、」及び「に限る。）」を削り、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　製造業その他情報基盤の強化が事業基盤の強化に資するものとして政令で定める事業を営む第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人　当該情報基盤の強化に資する減価償却資産で財務省令で定めるもの

第十条の四第二項中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同条第三項中「事業基盤強化設備を」を「事業基盤強化設備等を」に、「当該事業基盤強化設備につき」を「適用対象事業基盤強化設備等につき」に、「事業基盤強化設備の」を「適用対象事業基盤強化設備等の」に改め、同条第四項中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同条第五項中「の合計額」を削り、同条第六項中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同条第八項中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に改め、同条第九項中「事業基盤強化設備」を「適用対象事業基盤強化設備等」に改め、同条第十二項中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に改める。

第十条の六を削る。

第十条の七第一項第七号中「第十条の五第三項」を「前条第三項」に改め、同項第八号を削り、同条第二項中「、第十条の五第四項」を削り、同条第三項中「、第十条の五第五項」を削り、同条を第十条の六とする。

第十一条の二第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人でその施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものが、昭和六十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域内において、地震防災に資する機械及び装置その他の減価償却資産で政令で定めるもののうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この条において「地震防災対策用資産」という。）を取得し、又は地震防災対策用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該地震防災対策用資産をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該地震防災対策用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該地震防災対策用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該地震防災対策用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一条の四を削る。

第十一条の五第二項中「第十一条の五第一項本文」を「第十一条の四第一項本文」に改め、同条を第十一条の四とする。

第十一条の六を削る。

第十一条の七第二項中「第十一条の七第一項本文」を「第十一条の五第一項本文」に改め、同条を第十一条の五とする。

第十二条第一項の表の第一号ロ中「過疎地域自立促進特別措置法」の下に「（平成十二年法律第十五号）」を加える。

第十三条第三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第五項第三号中「第七十一条第一項」を「第四十三条第三項に規定する身体障害者又は知的障害者である短時間労働者、同条第五項」に、「第七十二条の六」を「第七十一条第一項」に改める。

第十四条の見出しを「（高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に関し前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、「中心市街地優良賃貸住宅又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第十九条第一号中「第十条の六」を「第十条の五」に改める。

第二十条第一項中「平成二十二年」を「平成二十四年」に改める。

第二十条の三第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第二十二条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第二十八条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第二十八条の四第五項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

第三十一条第三項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める。

第三十三条の三第一項中「中心市街地の活性化に関する法律」の下に「（平成十年法律第九十二号）」を加える。

第三十四条第一項中「、第三十七条の九の三」を削り、同条第二項第四号中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第三十四条の二第一項中「、第三十七条の九の三」を削り、同条第二項第一号中「第六号及び第十一号」を「第十号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「第七号」を「第六号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十一号の二中「第七号」を「第六号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十四号中「第五十九条」を「第七十二条」に、「第六十条第一項」を「第七十三条第一項」に、「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に、「第二章第三節」を「第二章第四節」に改める。

第三十四条の三第一項中「、第三十七条の九の二」を削る。

第三十六条の二第一項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、「貸付けを含むものとし」の下に「、当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額が二億円を超えるもの」を加え、同条第二項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「第一項」の下に「、第三項及び第四項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「第一項の」を「同項の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、譲渡資産の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年又はその年の前年若しくは前々年に、当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡（第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他の政令で定める譲渡（次項において「収用交換等による譲渡」という。）を除く。以下この項及び次項において「前三年以内の譲渡」という。）をしている場合において、当該前三年以内の譲渡に係る対価の額と当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額との合計額が二億円を超えることとなるときは、適用しない。